

(別紙) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
1	障害福祉課 保育幼稚園課	番号法第9条第1項 別表第1 8の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
2	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第1 9の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
3	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第1 12の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
4	生活支援課	番号法第9条第1項 別表第1 15の項	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
5	市民税課 資産税課 収納課 国保年金課	番号法第9条第1項 別表第1 16の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
6	住宅政策課	番号法第9条第1項 別表第1 19の項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
7	学務課	番号法第9条第1項 別表第1 27の項	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
8	国保年金課	番号法第9条第1項 別表第1 30の項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
9	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第1 34の項	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
10	防災危機管理課	番号法第9条第1項 別表第1 36の項の2	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
11	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第1 37の項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
12	人事課	番号法第9条第1項 別表第1 39の項	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付若しくは年金である給付又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
13	高齢者支援課	番号法第9条第1項 別表第1 41の項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
14	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第1 44の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
15	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第1 45の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
16	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第1 46の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
17	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第1 47の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム

(別紙) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
18	人事課 子ども家庭課	番号法第9条第1項 別表第1 56の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
19	国保年金課	番号法第9条第1項 別表第1 59の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
20	生活支援課	番号法第9条第1項 別表第1 63の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
21	介護保険課	番号法第9条第1項 別表第1 68の項	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
22	障害福祉課 介護保険課	番号法第9条第1項 別表第1 84の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム
23	保育幼稚園課	番号法第9条第1項 別表第1 94の項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム